

衆議院議員選挙区画定審議会

主管省及び庶務担当部局課 内閣府大臣官房企画調整課（主管省）、
総務省自治行政局選挙部選挙課（庶務協力）

電話番号 (03)6257-1390（内閣府）、(03)5253-5567（総務省）

ホームページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/senkyoku/senkyoku_shingi.html

根拠法令 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第1条

設置年月日 平成6年3月11日

所掌事務 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、
調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して
内閣総理大臣に勧告すること

分科会等<分科会> なし

<部会> なし

委員<定数> 7人 { 国会議員以外の者で、識見が高く、かつ、
衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定
に関し公正な判断をすることができる者 }

うち常勤 なし

<任期> 5年

<氏名> 飯島 淳子（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
加藤 淳子（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
宍戸 常寿（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
品田 裕（神戸大学大学院法学研究科教授）

高橋 滋（法政大学法学部教授）

谷口 尚子（慶應大学法学部教授）

林崎 理（（一財）地域活性化センター理事長）

（委員＜氏名＞については、令和6年4月11日現在）

諮問・答申事項等

- ・衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告
（R4.6.16 勧告）